

令和5年度からの個人住民税の主な改正点

住宅ローン控除の延長について

住宅ローン控除の適用について、**令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した方が対象**となりました。

また、個人住民税における住宅ローン控除限度額は、次の表のとおりです(表中のAは所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)です。)

個人住民税の住宅ローン控除限度額			
入居した年月	平成21年1月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 令和3年12月まで (注1)	令和4年1月から 令和7年12月まで (注2)(注3)
町民税の住宅 ローン控除 限度額	A × 4% (最高 78,000 円)	A × 5.6% (最高 109,200 円)	A × 4% (最高 78,000 円)
県民税の住宅 ローン控除 限度額	A × 1% (最高 19,500 円)	A × 1.4% (最高 27,300 円)	A × 1% (最高 19,500 円)

(注1)住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限ります。それ以外の場合は、平成21年1月から平成26年3月までに入居した方と同じとなります。

(注2)令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年4月から令和3年12月までに入居し、(注1)の条件を満たす場合の控除限度額と同じとなります。

(注3)令和6年以降に建築確認を受ける住宅(登記上の建築日が同年6月30日以前のもものを除きます。)または建築確認を受けない住宅で登記上の建築日が同年7月1日以降の住宅については、一定の省エネ基準に適合している場合に限ります。

なお、控除期間について、一定の省エネ基準を満たす新築住宅等に令和4年から令和7年までに入居した場合は13年間、その他の新築住宅に令和4年または令和5年に入居した場合は13年間、令和6年または令和7年に入居した場合は10年間となり、既存住宅については令和4年から令和7年までに入居した場合は10年間となります。

確定申告など、住宅ローン控除の適用に関する手続きについては、税務署へお問い合わせください。

18歳または19歳の方の町民税・県民税が課税されない(非課税)条件等について

民法の成年年齢の引下げに伴い、令和5年度から、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、町民税・県民税が課税されるかどうかの判定において未成年者にあたらないこととなりました。

未成年者は、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されませんが、未成年者にあたらない方は、前年中の合計所得金額が38万円(注)を超える場合には課税されます。

ただし、既婚者や婚姻歴のある方は、18歳未満であっても未成年者とみなされません。

未成年者の対象年齢が変わります

令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満 (令和4年度の場合、平成14年1月3日 以降に生まれた方)	18歳未満 (令和5年度の場合、平成17年1月3日 以降に生まれた方)

(注)扶養家族がいる場合は、課税されない前年中の合計所得金額の範囲が異なります。

高野町役場 総務課 税務係
電話0736-56-3000 (代)